小松島市消費生活センター通信

小松島市消費生活センター

# おせっかいで築く 見守りのまち こまつしま
# 38-6880だより

～消費者被害のないまちをめざして～

小松島市消費生活センター発行
No.57
小松島市
横須町1-1
☎ 0885-38-6880
令和６年12月１日

## ネット購入後の「〇〇ペイで返金します」トラブル多発しております！

【相談事例】
ネットで商品を購入し、前払いで個人名義の口座にお金を振り込んだ。その後、「商品が欠品になった。返金するので担当者と無料通話アプリでやり取りするように」という内容のメールが届いた。無料通話アプリで連絡すると、すぐに「〇〇ペイで返金する」と言われ、指示された通りに数字等の入力を繰り返した。気づいた時には約１０万円も送金させられていた。その後、販売業者にメールをしたが、連絡はなく、無料通話アプリもすでにブロックされており、連絡がつかなくなった。

【覚えておいてほしいポイント！】

☆販売業者から「〇〇ペイで返金します」と言われたら、これは詐欺かもしれないと疑いましょう。相手方の指示に従ってはいけません。

☆ネットの販売サイトに「販売業者の名称・所在地・電話番号が記載されていない」「商品価格が通常より安い」「支払い方法が電子マネーに限定されている」「返品や返金についてのルールが明記されていない」等不審な点がいくつか見られる販売業者では購入を控えましょう。

☆困ったときは消費生活センターまたは消費者ホットライン「１８８」にご相談ください！

（記事引用 発行元:独立行政法人国民生活センター）

**一人で悩まず、まず相談してください！**

小松島市消費生活センター
☎0885-38－6880☎
または、消費者ホットライン
「１８８」にご相談ください。

「消費者庁イラスト集より」

## 家屋修理に関するセールスの「保険金が使えます」に要注意！！

屋根や雨どいの修理など、築年数が経過した家屋には一部修理が必要な時もあります。そこで、皆さんに知っていただきたいのは、家屋の無料修理を謳ってセールスをする事業者に修理を依頼した結果、適切な修理が行われなかったり、保険会社をだまし、事業者が保険料を受け取るといったケースの相談が国民生活センターに寄せられていることです。

ここで、一例をご紹介します。

台風が去った後、「火災保険の保険金で修繕できる」と電話があり、事業者の訪問を受けると、損傷部分を撮影し４００万円の工事見積もりを出した。

保険申請については事業者がすべて行ったが、事業者は自分たちの存在は保険会社には伏せていてほしいと相談者に伝えていた。

後日、保険の鑑定員が家を診て見積金全額は出ないと言われた。工事の取りやめを検討しなければいけない状況であった。

しかし、契約時に事業者から違約金等の説明がなかったが、契約書類を確認すると、工事をしない場合には違約金として見積額の５割を支払うと書いてあり、悪徳商法に引っかかってしまったとそこでわかった。というケースです。

知ってほしい
チェックポイント

●「自己負担なく修理ができる」という文言には注意し、すぐの契約はやめましょう！
●加入先の保険会社に自分で相談しましょう
●明らかに不正な理由の保険金請求ではないかチェックしましょう
●不審に思った時点で消費生活センターに相談しましょう。

消費者トラブルに関するご相談は、小松島市消費生活センターへお気軽にご相談ください。
小松島市横須町１番１号　小松島市役所１階　小松島市消費生活センター　☎０８８５－３８－６８８０
または、消費者ホットライン　☎１８８にご相談ください。

## 今月のトレンド消費生活情報！

クレジットカードはキャッシュレス決済の代表的な手段の一つであり、分割払いもできて今や多くの方が使われる大変便利なカードです。

しかし、カード情報等の管理を充分にしているつもりでも、どこからか自身のカード情報が流出し不正利用されているという被害の報告があります。

実際にカードが使われた後で、自分のところに届くカード会社の明細書に利用した覚えのない請求が含まれているのを発見し、被害の発覚に至ったという事例が多いと報告されています。

毎月、届いている利用明細書を見ずにそのままにしておくと、多額の不正利用被害に気づけないままになってしまいます。

**●消費者へのアドバイス！●**

**①利用明細書は毎月必ずチェック！**

**②伝票・確認メールの保管**

クレジットカードを使用したときに店舗にて渡される利用伝票や注文確認メールは保存しておき、明細書と照らし合わせられるようにしましょう！

**③不正利用が疑われる場合、早急にカード会社へ連絡！**

クレジット会社の調査により、第三者による不正利用だったとわかる場合があります。

**④暗証番号は解析されづらい数字で！**

クレジットカード利用時に使用する暗証番号は生年月日や電話番号などはやめましょう。

**利用の履歴は毎月チェックして被害に遭った場合はすぐに連絡！**

どこに連絡したら良いかわからない場合には、消費生活センターがアドバイス致します☆

（記事引用　発行元:独立行政法人国民生活センター）

## ☆キャンペーン情報☆

**12月13日（金）午前9:00から**
**年末詐欺被害防止キャンペーン開催！**

上記の日程で小松島市庁舎玄関ロータリー前ATM付近にて年末の詐欺被害防止に向けてキャンペーンを行います。ぜひ、お越しください。日々の暮らしにお役立ていただける啓発グッズをお渡します。配付予定数に達し次第終了します。

## ▼イベント情報

### ★ ★ ★「くらしの講座」案内★ ★ ★

**3/19(水)**
**10：00～**

「肌トラブル」
講師：つるだ化粧品店

場所：小松島市総合福祉センター1階訓練室
対象：一般　無料
主催：プラチナライフクラブ
※12月・1月・2月の講座はお休みです。

**講座前に消費生活センター相談員が講演しています！**
**どなたでもご参加いただけますので、お気軽にお越しください！**

## 年末のごあいさつ

今年も、３８－６８８０だよりを読んでいただきありがとうございました。

来年も皆様の消費生活のお役に立てますよう、消費者被害防止の啓発に務めます。

困ったときは一人で悩まず、まずは小松島市消費生活センターにご連絡ください。

来年もよろしくお願い致します。

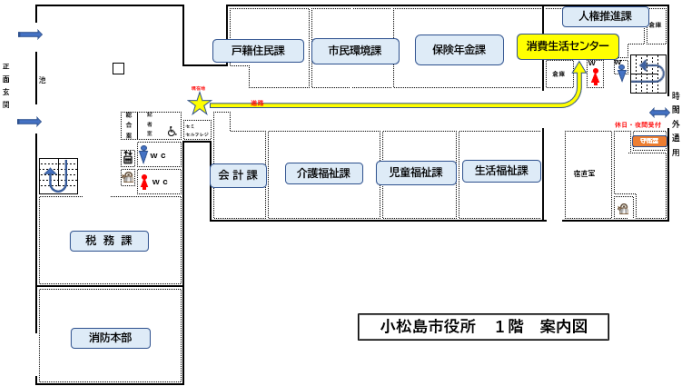


≪小松島市民の方へ≫　「こまつしま」くらしの安全・安心サポーター募集中！
登録・お問い合わせは　小松島市市民環境課 ☎0885-32-2132 まで